

# 平成27年度 市長懇談会「庄原いちばん談議」

## (広島県建設労働組合第12地域連合庄原)

会 場	広島県建設労働組合 第12地域連合庄原事務所 2階
日 時	平成27年9月24日(木)
出席者数	参加者33人、市9人
懇談テーマ	地域産業の活性化／商工業
懇 談 内 容	
<p>■開会(進行:情報政策課長)</p> <p>■あいさつ 市:木山市長 広島県建設労働組合第12地域連合庄原 田辺地連長</p> <p>■自己紹介</p> <p>■懇談テーマ「地域産業の活性化／商工業」</p> <p>①「公契約条例について」の説明(広島県建設労働組合第12地域連合庄原)</p> <p>○ 公契約法の内容を知っておられるか。 →国や県・市が発注する公共工事や業務委託などの契約を公契約と言っており、その契約の条項に、公契約による事業で働く労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める「労働条項」を盛り込むことによって、適正な労働条件を確保しようとする法律や条例と認識している。</p> <p>○ 現在、公共工事は多重請負が多くなっているようだが、庄原市ではどの程度か把握されているか。 →庄原市が発注する建設工事においては、受注者に対し施工体制台帳の提出とともに、下請負を行う場合は、関係書類の提出を義務付けている。下請負契約の状況、配置技術者、社会保険への加入等が確認できるものとなっている。 平成26年度、入札により執行した請負対象額500万円以上の建設工事は125件であり、その内訳は建築工事が16件、土木工事外が109件となっている。建築工事では、すべての工事において下請負による施工がされており、請負額ベースで、約6割が下請による施工となっている。また、土木工事外では、約7割の工事が下請を含めた施工となっており、請負額ベースで、3割弱が下請負による施工となっている。</p> <p>○ 公契約条例が施行されれば、多重請負、ワーキングプア、社会保障未加入等改善されると思うがどうか。 →このような内容を抜本的に改善するためには、国全体で制度を改めていくことが必要であり、一自治体の条例では限界があると考えている。</p> <p>○ 市が契約しているもののうち、どれくらいの割合で市民が仕事をしているか。 →市が発注する契約案件は、原則として全て市内業者に発注している。単に価格競争という考え方であれば、市外業者を含めた競争により業者決定を行えば良いが、市内経済に配慮し、市内に還元できるよう契約執行に努めているところである。どのくらいの割合で</p>	

市民が仕事をしているかは、把握が困難なため、集計したものは無い。

○ 質の良いサービス、物を造るにはどうすればいいとお考えか。

- ・適正な価格での発注
- ・担い手の育成
- ・賃金などの労働環境の整備

などが重要であると考えている。

○ 現在、建設業は、他産業以上に若年入職者の減少・壮年者の離職・高齢化が激しく、将来のインフラや建築物の維持・メンテナンス・災害時の復旧復興に影響があるのではないか。

→昨年平成 26 年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、いわゆる『担い手三法』が施行された。インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となるこの三法が一体的に改正されたものである。

ご質問の内容は、国全体での課題であり、庄原市においてもこの『担い手三法』の趣旨に基づき、取り組みを行っているところである。

○ 条例制定に向け審議会の設置についてどう考えているか。

→今年 3 月の庄原市議会において、「公契約条例の制定を求める決議」が可決されたことを受け、現在、先例的な取組を実施している自治体の実情を把握すべく、調査を実施しているところである。また、今後アンケートを実施することとしており、その結果を含めて検討してまいりたい。

－意見交換－

(参加者)

「公契約法の内容を知っておられるか」の質問は市長が知っておられるかどうか聞きたかった。もちろん知っておられると思う。それから、多重請負が多いということについて、下請けに出しているというのは、ご存知なのだが、現場で親→子→孫請けとあるが、何次請負の人が働いているのかご存知なのかと思ひ質問させてもらった。

それから担い手の育成にしても国が行うのでは間に合わないのではないかという危機感がある。20、30 代の組合員は数えるほどで、このままいくと庄原市に建設・建築従事者が極端に少なくなってしまうのではと感じている。そういう危機感があり、市の対応を尋ねており、国がすることを待つのは限界が来ていると思う。検討いただきたい。

(市)

何次まで下請けしているかについてだが、入札により執行した請負対象額 500 万円以上の建設工事は 125 件であり、土木工事の場合はほとんどが 1 次・2 次と把握している。建築工事については工事の内容にもよるが 3 次・4 次もあると認識している。

また、20・30 代の入職者が少ない件であるが、担い手 3 法にもそのことが言われており、やはり賃金を上げる、労働環境も改善することが必要である。ご存知とは思いますが労務単価

は、平成 25 年度から全国平均で 28.5%上昇している。これは労働者賃金を上げていかなくてはいけないということ、それから若年入職者が少ないということが課題であるためである。

庄原市だけで取り組みをしても効果がなかなか表れにくい。やはり国全体で制度として実施していかないと難しいと考えている。

(参加者)

公共工事の場合、元請は市内業者、1次・2次になると市外業者、その下請になると庄原市内の業者という現象が起きている。市として、1次・2次までは市内へというような指導は無いのか。下請状況をチェックして指導するようなことは無いのか。

(市)

下請けについては、原則市内業者を使って欲しいと契約の特約事項でお願いしている。市内に業務に対応できる業者がいないであるとか、依頼したが抱える業務がいっぱいに対応できないケースについて、1次下請は理由書を添付してもらっている。

下請状況のチェックだが、今年の4月からは施行体制台帳の提出が義務付けられているので全て把握している。1次については市内業者とするようお願いしているが、今の制度ではそれ以降の指導はしていない。

(参加者)

現場では2次あたりの人数が多いと思う。2次で市内の職人・業者が8割はどうかできるとなればいいのだが、8割が市外ではどうにもならない。そのあたりの把握はされているのか。地元の人、業者が働けるようにして欲しい。

(市)

契約の条項で1次に市内へ下請を出して欲しいと明記している。2、3次となるのは、建築工事がほとんどである。担当課からは市内業者を使って欲しいとお願いしている。あくまでもお願いということではあるがそういう取り組みをしている。

(参加者)

問題は2次である。市外の2次の業者から連絡があり、市内に大工さんを紹介して欲しいと言われた。3次では市内の方が働いている状況がある。2次で働けないのかと組合員から意見が出ている。

また、公契約条例については、市議会議員と連携し取り組みをすすめている。全国では、いくつかの自治体が制定しているが、他の自治体に広がっていないのも現実としてある。そういった状況も踏まえ市幹部の皆さんにも理解をいただきなんとか制定に向けどうにかならぬのかと考えている。

(市)

確かに1次が市内、2次が市外、3次が市内というケースがある。担当課としては、2次以降も市内へとのお願いしている。大きい工事となると工事規模や工期のこともあり、市外に出ているということもある。今後も市内下請の指導を続けたい。

(参加者)

元請の考え方によるところが多い。ある現場では、特殊な工事以外は全て地元業者であった。一方そうでない現場もある。昔は市外から業者が元請に入ることもあったが、今はほとんど地元が元請である。そうすると地元も元請の会社の考え方が大きくなる。地元に行き下ろされた会社は立派だなと思った。市としては、元請のさらなる指導をして欲しい。

(市)

平成24年度は大型の物件が集中するとともに、工期が短期間ということも重なった。元請の考え方ひとつというお話もあったが、今後も元請に対する指導を継続していきたい。

(参加者)

公契約条例の全般について聞きたい。賃金アンケートを行っている。また、公共工事の設計労務単価の状況は3年間連続で引き上げられている。県内の大工の賃金単価は19,700円である。しかし、われわれが集約している賃金アンケートとは逆に差が広がっている状況である。さらに庄原市では3、4次までであると言われたが、3、4次である場合は、実際の賃金は下がっていると思われる。こうなると賃金の下限額を規定する公契約条例を制定するしかない。下限限度額を標準単価の90%と規定すると、約17,700円になる。庄原市におかれては、ぜひとも取り組みをすすめて欲しい。中国地方には制定した自治体がない。ぜひトップを切って条例制定して欲しい。これは意見なので回答はらない。

(参加者)

今日はいちばん談議、どうやったら庄原がいちばんになれるか話をするため、公契約条例を話題にさせてもらった。そういう思いを理解していただきたい。

## ②「住宅リフォーム補助制度について」の説明（広島県建設労働組合第12地域連合庄原）

配布されている資料のとおりであり、それに沿って市からお話をいただきたい。

- 今の制度は年度初めから随時受付を開始し、予算額に達した段階で申請を打ち切るようにされている。これまでおおよそ年度半ばで申請終了という状況が続いており、これでは以降のリフォームには対応できないことになる。

【提案】 予算期日割 上期・下期の2期制の対応も考える。

→年度当初（4～6月）は集中して申請が提出されるが、7月以降は少数となる。今年度においては、予算額に達していないため現在も受け付けている状況なので、一応の対応はできていると考えている。また、年度後半での申請対応については、本補助制度の必須要

件である年度内での工事完成が難しくなると思われるため、現時点では検討していない。

○ 一度交付を受けた家屋・申請者はその後の申請ができない。

【提案】家屋改修に関しては、長期の計画ができる人は少なく、今、必要となる改修に対して補助申請をした人も少なくない。その後、様々な状況変化によって、改修する世帯も多く、その際は申請できない状況である。こういう場合にも、ある程度の緩和措置も考えるべきである。例えば

- ・一定の期間（年数）を経過したものには、適用しない。
- ・大規模な改修工事の場合は、工事規模によっては申請を受け入れる。
- ・上記の事項に対応するために、補助金の上限額を上げる。

→本補助制度を利用し、一定年数経過した家屋、また大規模な改修工事について認めるかどうかについては、公共的な立場から多くの方に利用していただきたいと考えている。そういった面から現在の申請状況等勘案すると、まだ本補助制度を利用されていない方が多数おられると判断している。また、補助金の上限額をあげることについては、開始した平成 22 年度から随時予算額を増額している。限られた予算額で実施しているため、規模による補助金の増額や上限額を上げることについては難しいと考えている。

○ 借家など申請者名義の家屋でない場合は、申請できない。また、家屋が市内所有者でない場合も同じく申請できない。

【提案】定住や I ターンなどのように新たな入居者に対しては一定の緩和措置が必要である。例えば

- ・一定の居住期間を超過した入居者でその家屋を拠点に将来定住を約束する世帯。
- ・所有者の住居が市外であっても、所有者の承諾があれば居住者の改修を認める。また、親族の所有であれば、誓約書などの諸条件によって緩和する。

→基本的に、市内へ家屋を所有し居住されることを前提としており、難しいと考えている。なお、U・I ターン者等の転入定住者に対しては、別の住宅改修補助制度を設けている。

○ 工事金額の上限 100 万円から補助金 10 万円一律となる設定では、高額改修工事には対応不十分と考える。

【提案】高額なリフォームとは、

- ・全面的な改修工事。予算的な事情で新築できないケースもある。
- ・水まわりの工事
- ・庄原の風土にあった古民家再生工事。特殊な工事や材料を必要とするため工事金額が高額になる。その他のケースも加え、上限額を段階的に上げて補助金を増額させる。

→限られた予算の範囲内で補助をしている。確かに言われる工事については金額が高騰することは認識しているが、公共的な立場から多くの方に利用していただきたいと考えているため、工事規模によって補助金額を変えることは難しいと考えている。

○ リフォーム補助金も、庄原市のまちづくりの一環と考える。

【提案】若者の流出、人口の減少、後継者不足、空家の増加など、庄原市が抱える課題は多岐多様にわたっている。本制度が小規模企業の救済という目的になっているとしても、庄原市に長く住み続け、故郷に愛着をもって、安心して住み続けられるように健全な環

境を提供する施策の一環として、庄原市民全体に寄与する制度として育成して欲しいと考えている。

また、補助金を申請した人の中には、三年限りで終了するおそれがあると少額でも申請を急いだケースが大変多く、長期総合計画への計上は必要不可欠だと考える。本制度をまちづくりの座標上に置いて、一過性のものとならないよう切に願う。

→事業継続については、本年度の申請状況をふまえ、検討していきたい。

－意見交換－

(参加者)

家を直すのは、そこに住み続けるということ。それを地元事業者が支援していくということである。

回答をされたことはそうだと思うが、この制度を市民全体に寄与できる制度にして欲しいと思う。新築に至らないが高額な改修をするケースが多くある。もう少し支援することを検討いただきたい。前向きな検討をお願いしたい。

(市)

この制度もリフォーム事業者とりわけ小規模事業者の支援を図るために設けた制度である。補助金は所有者に入る変則的な補助金である。今後制度がどうあるべきか検討していきたい。

(参加者)

今季限りで終了するかもしれないからと、30万円程度の工事でも制度を利用してしまい、その後400万円程度の工事があるときには利用できない。矛盾があるのでは。

(市)

リーマンショックの景気悪化のため、ダメージを受けた事業者を支援するために創設した事業である。最近を受注機会増加につながる制度であると考えている。また、個人の財産に対する補助制度であることから補助金額が抑えられていることもある。これらの経過もふまえ、社会経済情勢をみるなかで今後の制度のあり方について検討していきたい。

(参加者)

今後ぜひこの事業の継続をお願いしたい。

(参加者)

この制度を活用して商談につなげている。その中で難しいことがある。それは居住されている建物でないと補助金が支給されないということである。同じ敷地には納屋や蔵などがあるが対象とならない。固定資産税は支払われており、固定資産税の対象となる建物は

補助金の対象として欲しい。

(市)

確かに付帯する建物があるのは理解しているが、住んでおられる建物を第一優先としているのでご理解いただきたい。

(参加者)

理解はしているので、提案した内容を検討いただきたい。

### ③「空家バンクについて」の説明（広島県建設労働組合第12地域連合庄原）

若者など担い手の流出や一人及び二人高齢者世帯の転居など、持ち家を離れて行く状況によって人口は減少し、同時に市内に次々と空き家が増えている。

こうした現象はそのまま地域力の衰退となり、そうして地域経済の減退へと繋がって行くと思われ、これは庄原市で生計を営む企業にとっても大きな痛手になることは間違いない。

私たちはこうした状況を危惧し、行政との協働によって課題解決に寄与出来ればと考えており、とりわけ、技術者集団として建設業に関わる空き家バンク制度について検討している。

- 地連組合員が定住、移住希望者の住宅改修工事相談窓口となる
- 希望する物件には、改修工事を伴うものも少なくない。その際、入居を決める判断材料の一つとして改修工事費があり、その際の地元業者の情報を提供する。
- 空き家バンク登録に関する地域情報（住宅の紹介など）の提供を行う。

－意見交換－

(市)

本市の空き家バンク制度は、市内に存在する空き家や宅地等を有効活用し、定住促進につなげることを目的にしている。登録件数は、8月末現在で59件の登録となっている。

空家対策については、本年5月26日に施行された「空家対策の推進に関する特別措置法」を受け、空き家の詳細の実態調査等を反映させた、空家対策を総合的に実施するための計画として「空家等対策計画」を策定することになっている。

空家を購入し、定住しようとする方の中には、伝統工法による地域に合った建築や漆喰など自然にこだわった家屋改修を希望される方、また、時間を掛けてでも自ら改修・補修を行おうとする方など、さまざまな方がおられる。改修費用がいくらかかるか事前に見積もりをもらうことができれば、安心して資金計画を立てることができる。また、自ら改修しようとしたとき、素人ではなかなかうまくいかない作業も、専門家からアドバイスをもらうことができれば安心して作業ができ、人とのつながりも広がるものと考えている。

「定住・移住希望者の住宅改修工事相談窓口」を開設され、定住を希望される方が活用されることで地域とのつながりができ、地域に活力が生まれることを期待する。

(参加者)

地連での取組として、市内の277加盟工事店に対して、定住希望者の意見を取り混ぜたアンケートを行う予定である。前向きに連携してすすめて行きたいと考えているので、検討をお願いしたい。

(市)

市としてできること、できない事はあると思うが、お手伝いできることはしていきたいと考えている。

(参加者)

いちばん基本計画の中で技術者集団としてできることを検討していきたいと考えている。そんな中で、以前、市政懇談会でコンパクトシティについて説明をされた。持ち家を離れるのには抵抗がある。アンケート結果を見ても半分以上の方は自宅で介護を受けたいと答えられている。であるならばコンパクトシティと持ち家をどう維持していくかということ双方を検討することが必要であると考えている。

庄原に長く住んで欲しいというなかで、施策の裾野を広げて欲しいと考えている。

(市長)

庄原いちばんの思いをお伝えしたい。公約として「いちばん」を掲げたが、すると数値はどうするのか、どこと比べていちばんなのかと話があった。しかし、私は数値を競うとか、数値を求めるなどは考えていない。住む人が「やっぱり庄原いちばん」と感じてもらえることをしようと提案させていただいた。三次市は家賃が安い、庄原市は高いということをおられる方がおられる。それは確かにそうだが、競争しはじめると際限がない。比婆牛ブランドの復活をしたが、庄原にあるものを光らせて庄原がいちばんと思ってもらえるよう進めていきたいと考えている。

人口減少が進んでいく中でどのように歯止めをかけるか、様々な施策を行っている。その中で提案させていただいたのが、コンパクトシティである。雪が多い地域では冬だけでも居住したいという要望をお聞きする。家を離れるわけではない、冬に雪かきや、雪の中の買い物など近所に迷惑をかけることとなる。なんとか一人でやっていきたいという要望であろうと思う。これをもとに庄原市でのコンパクトシティの形をどうするか検討・調査している。効率の良い方法は庄原地域の中心地へ集約することだが、住みなれた地域で暮らしたいとの思いがあるので、機能が集約されている支所周辺へ施設を整備してはと考えている。まだ、決めているものではないので、皆さんの意見をいただき考えていきたい。

(参加者)

庄原市は高齢化の40年先を行っているといわれている。薬ではどうにもならない。手術をしなくては治らないということであろう。

行政だけではどうにもならない。地域住民と一緒に進めていかなくてはならない。自治振興区もあるが、他の様々な団体と協働していくことが必要ではないかと思う。われわれ技術者集団も何ができるのか、ともに連携していきたい。定住コンシェルジュという施策が提案されているが、まさに地域に暮らす技能を持った者の集団が定住の手助けをすることが可能であるのでわれわれとの協働を検討いただきたい。

(参加者)

鳥取県日南町へ市議会議員と研修に行った。

住宅バンク専属の方がおられた。日南町では空家改修の見積を行った場合には、2万円の補助があるとのことであった。空家の家財道具の処分補助金も10万円を上限に制度化されている。かなり成果をあげておられるという話を聞いた。庄原市でも制度化を検討されてはいかがか。

(市)

他の自治体で、空家に対する補助金など様々な制度があるというのは認識している。その制度でどんな効果があるのか調査する必要があると考えている。家財処分の制度についても他自治体の実績を調査し検討していきたい。

(参加者)

われわれは、庄原市がどうすれば良くなるか考え、提案している。予算が無い中で実施されていることはわれわれも良くわかっている。そのうえで、どうすれば良くなるのかを議論するのがこのいちばん談議であると思う。どうすれば良いのかと問われれば意見を言うことはできると思う。

(参加者)

庄原市にも多くの市営（公営）住宅があると思う。耐用年数も過ぎた住宅もあると思う。入居者の方が台風で外壁の修理を依頼された。しかし、もう修理しようがない状態であった。メンテナンスをされ貸し出しされてはどうか。また、補修できないのであれば解体してしまうことも考えてはどうか。どう考えておられるのか。

(市)

市内の市営住宅のなかでは、特に庄原・東城地域で古い住宅が多い。それ以外の地域は新しい住宅が多い。庄原・東城地域で古い住宅が多いため建て替え計画が進んでいないということは認識しているし、公営住宅の確保もしなくてはいけないということもある。住宅確保もふまえ修繕費も確保しつつ、建て替え計画も進めていきたいと考えている。

(参加者)

古い建物は解体するという考えはないのか。

(市)

あまりにも古く恒常的に修繕が必要な建物は入居募集停止して建て替えていくよう考えている。できるだけ、状態の良いところを利用していただけるよう検討している。

#### ■市長まとめ

本日は長時間議論いただき感謝する。

公契約条例であるが、議会での議決も承知しているし14自治体を実施していることも承知している。しかし、1市が条例化しても国や県が発注する契約には反映されない。地域のため、地場産業を守って欲しいし、空家・空店舗の活用についても皆さんの協力で進めて欲しい。このことは商工会議所・青年会議所でも議論いただいている。

今日お話しいただいた、多重請負の話であるが、今日もお話したように元請の業者にしっかり働きかけをしていきたい。そうすれば、今よりもさらに良い状態になっていくのではないかと考えている。

庄原いちばん計画の資料にはないが、家業を継がれる方へ支援金を交付している。若い方が家業に魅力を持って従事していただければ、庄原いちばんにつながるものになると考えている。

今日は聞く立場であったが、次は言う立場になる。ぜひ次回の機会をつくっていただき、庄原市を考えることを一度、二度、三度と議論していけば、皆さんの意見をより反映することができるし、われわれの考え方も理解していただけたらと思っている。

これからも庄原市のため全力を尽くしていくので皆さんの協力をお願いしたい。